



ストレスチェックの準備はお済みですか？

従業員数50人以上の全ての事業所にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が2015年12月1日に施行されました。

ストレスチェック制度は定期的に労働者のストレスの状況について検査を行うことで、従業員自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることで「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。同時期にマイナンバー制度が始まることもあり、マイナンバー対応に追われストレスチェックについてはまだ導入準備が進んでいない、結局なにをすればいいのかわからない・・・といった声も聞こえますが、うつや自殺による社会的損失は約2.7兆円とも言われています。早めの準備・対策を進めてはいかがでしょうか。

■ ストレスチェックの実施【義務】

◇ ストレスチェックは年1回の実施が義務付けられています

1回目としては2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対してストレスチェックを実施することが必要です。

◇ ストレスチェックの実施者は医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。

◇ 質問票に使用する項目は、以下の内容が含まれていれば、特に指定はありません。

(国が推奨する57項目の質問票もあります)

- ① ストレスの原因に関する質問項目
- ② ストレスによる心身の自覚症状に関する質問項目
- ③ 労働者に対する周囲のサポートに関する質問項目

◇ 質問票の回収・評価・通知・保存は医師などの実施者が行います

- ※回収・保存は実施者の補助をする実施事務従事者が行う場合があります
- ・第三者や人事権を持つ職員が、記入・入力の終わった質問票の内容を閲覧してはいけません！
- ・結果を入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です。

■ 面接指導の実施と就業上の措置【義務】

◇ 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務となります。

労働者からの申出は、結果が通知されてから1月以内に、また面接指導は申出があってから1月以内に行う必要があります

◇ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

医師からの意見聴取は、面接指導後1月以内に行う必要があります。

◇ 面接指導の結果は事業所で5年間保存が必要です

■ 職場分析と職場環境の改善【努力義務】

ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団(部、課、グループなど)ごとに集計・分析※してもらい、結果を踏まえて、職場環境の改善を行うことも努力義務として定められています。

※集団規模が10人未満の場合は、個人特定されるおそれがあるので、全員の同意がない限り、結果の提供を受けてはいけません。

原則10人以上の集団を集計の対象としましょう。

■ プライバシーの保護

◇ 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手することがあってはなりません。

◇ ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者には、法律で守秘義務が課され、違反した場合には、刑事責任が問われます。

◇ 事業者が提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報適切に管理し、社内でも共有する場合にも、必要最小限の範囲にとどめましょう。

■ 不利益取扱いの防止

◇ 事業者が以下のことを理由に労働者に対して不利益な取扱いを行うことは禁止されています。

- ・医師による面接指導を受けたい旨の申出を行なったこと
 - ・ストレスチェックを受けないこと
 - ・ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと
 - ・医師による面接指導の申出を行わないこと
- また、面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行う事も同様に禁止されています。

ストレスチェックの実施者・実施事務従事者は外部委託も可能です。ストレスチェック制度に対する不明点や制度実施に関するご質問がございましたら弊社担当者までお気軽にご相談ください。

名古屋・福岡オフィスが移転します！

この度オフィス機能の強化と更なる顧客サービス向上を目指し、名古屋ならびに福岡オフィスを移転・増床することになりました。

これを機に心機一転、皆様により良いサービスをご提供できますよう、職員一同一層精進して取り組んでまいります。

■ 名古屋オフィス

新住所 〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅5-21-8 船入ビル7F

電話 052-414-5836 FAX 052-414-5839

※電話、FAXは従来通り変更はございません。

業務開始日 平成27年12月14日(月)

■ 福岡オフィス

新住所 〒812-0016

福岡県福岡市博多区博多駅南1-8-31 九州ビル6F

電話 092-292-8954 FAX 092-292-8964

※電話、FAXは従来通り変更はございません。

業務開始日 平成27年12月21日(月)



本年もお世話になり、ありがとうございました。2016年は1月4日が年初めでございます。来年も益々のご愛顧を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL: (03) 6831-3310